附　則

この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　三の9の(3)のイ及びロの改正規定　平成二十四年十一月十七日

二　三の9の(4)のニ及びホの改正規定中アゼルバイジャンに係る部分　平成二十四年十一月二十九日

三　三の9の(4)のニの改正規定中モロッコに係る部分　平成二十四年十二月十八日

四　三の9の(4)のニの改正規定中ペルーに係る部分　平成二十四年十二月二十五日

○国土交通省告示第千三百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第四項の規定により、昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧開始の日　平成二十四年十一月十七日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　東京都立川市曙町一丁目二十一番一号立川クレスト・ロータスビル二階　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部東京西部都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千三百十三号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

工区番号

008－06－9、009－14－1、009－14－2、009－14－3、009－66、009－67－1、009－67－2、009－71－1、009－71－2、009－73、009－74－1、009－75－1、009－77－2、014－28－3、014－28－4、014－28－5、190－14－9、190－19－1、190－19－2、190－35－3、240－35－7

○国土交通省告示第千三百十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県米沢市万世町桑山字東屋敷地内から同市万世町桑山字下神林地内まで及び同市中田町字宮ノ後地内から同市窪田町小瀬字江中子地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　山形県米沢市万世町梓山字山口、万世町桑山、万世町桑山字東屋敷、字東屋敷入、字稲荷山、字平林、字向原、字沢見、字堤屋敷、字三十苅、字小山、字台屋敷、字榛保、字下屋敷、字畑中、字馬草田、字農勢、字上椿畑、字下椿畑、字上神林及び字下神林、中田町字宮ノ後、字道ノ上一、字道ノ上三、字太田一、字街道西下、字一本松西、字鶴巻、字宮井境及び字谷地田鶴巻、塩井町宮井字天満宮、字宮井下、字下川原北及び字原添、窪田町窪田字南江口及び字中江口並びに窪田町小瀬字原田壱、字原田五、字川原田下、字清水前、字石田下、字大明神、字大切橋及び字江中子地内

2　使用の部分　山形県米沢市万世町梓山字山口、万世町桑山、万世町桑山字東屋敷、字向原、字沢見、字堤屋敷、字下屋敷、字畑中、字馬草田、字農勢、字上椿畑、字下椿畑、字上神林及び字下神林、中田町字宮ノ後、字道ノ上一、字道ノ上三、字太田一、字街道西下及び字一本松西、窪田町窪田字中江口並びに窪田町小瀬字原田五、字清水前、字石田下、字大明神及び字大切橋地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県米沢市万世町桑山字東屋敷地内の米沢インターチェンジ（仮称）から同市窪田町小瀬字江中子地内の米沢北インターチェンジまでの延長7.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線（以下「本路線」という。）は、相馬市を起点とし、福島市、米沢市、南陽市、山形市等を経由して尾花沢市に至る延長約165kmの路線である。

本路線が通過する米沢市、南陽市等からなる置賜地域（以下「本地域」という。）は、西洋なし、ぶどう等の主要な産地であるなど農業が盛んであるほか、周辺には工業団地が立地しており、生産された農産品及び工業製品は、首都圏等へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行し、本地域における物流等を担う主要幹線道路として一般国道13号があるが、米沢市の市街地を通過しており、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、大型車等が関係する交通事故による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と連絡されることで、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化に寄与するとともに、本件区間が一般国道13号の通過交通を分担し、通過交通と地域内交通との分散が図られることなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である山形県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成7年9月に大気質等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年5月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息域の一部を通過するが、周辺には生息環境が広く分布していることなどから影響は極めて小さいとされている。オオタカについては、営巣地が計画路線から離れていることなどから、ハヤブサについては、営巣は確認されておらず、計画路線は生息環境を通過しないことなどから影響は極めて小さいとされている。